

《単位互換提供科目詳細（シラバス）》

* 科目 No.	2913
----------	------

科目概要記入欄

1. 開設大学名	島根県立大学			科目開講 キャンパス	浜田キャンパス	
2. 科 目 名	正式科目名	刑法			クラス名	
	副題				配当年次	1, 2
					受入学年	
	旧科目名					
	学問分野	番号	21	名称	法学	
	サテライトで開講される科目の科目群			A群	B群	
3. 担当教員名	三宅 孝之					
4. 単 位 数	2 単位		5. 開講学 期	秋（毎週）		
6. 開講期間 曜日・時間	2020 年 10 月 2 日（金）～2021 年 2 月 12 日（金）※2 月 3 日（水）授業日 毎週金曜 4 限（14：50～16：20）					
個別開講日	1 回目 10/2	2 回目 10/16	3 回目 10/23	4 回 10/30	5 回 11/6	6 回目 11/13
	7 回目 11/20	8 回目 11/27	9 回目 12/4	10 回 12/11	11 12/18	12 回目 1/8
	13 回目 1/22	14 回目 1/29	15 回目 2/3	16 回目 /	試験日 2/12	
7. 基礎知識の有無	1. 「基礎知識を必要とする科目」（ ○. 「基礎知識を必要としない科目」					
8. 募集人数 （総授業定員）	5 人 （人）		9. 定員超過時 の 選考方法	書類選考		

10. 科目内容・ 授業計画	【概要】犯罪と刑罰を規定した刑法（刑罰法規）の基本原則・考え方について、近代市民社会の成立、日本刑法の歴史を踏まえて理解する。わが国の現行刑法の全体の体系的な把握ができて、さらに個別、具体化された犯罪（殺人罪など）規定を、国家と市民の人権との緊張関係のなかで、どのように理解するべきかを、判例・通説を基礎に考える。 【到達目標】以下のことができることを到達目標とする。①近代刑法原則（罪刑法定主義、行為・法益保護原則、責任原理）の形式・実質の内容を説明できること。②わが国の刑法（典）における基本原則について具体例を挙げて説明できること。③犯罪の成立要件である構成要件とその要素について具体例を挙げて説明できること。④刑法上の違法性と責任の関係、内容（要素と阻却の構造）について具体例を挙げて説明できること。⑤殺人罪などの代表的な個別犯罪の成立（要件）や阻却（要件）について、基本的な理解と説明ができ、文章で表現できること。 【授業内容】 第1回 刑法の歴史と基本原則 わが国の刑法は、市民革命（英仏）や明治維新後の近代社会を支える「近代法」をもとにしている。刑法領域での国家と市民の自由との緊張関係を踏まえ、フランス人権宣言や旧刑法に示された刑法の基本原則（罪刑法定主義、法益保護・行為原則、責任原理）について考える。 第2回 近代社会から現代社会の刑法へ ：刑法の基本原則である罪刑法定主義の展開と現代的な要請である市民的安全の関係について考える。そのさい、刑法の役割・機能についてもふれる。 第3回 罪刑法定主義 ：その歴史的な意義と豊かな理解を、電気窃盗、新法の適用などの事例をもとに考える。派生原則および明確性・適正性の要請にもふれる。 第4回 犯罪の成立 ：犯罪の発生のメカニズム（発生の機序）とその認識と、違いにふれ、刑法上の犯罪の成立要件とは何かを考える（「構成要件に該当する違法で有責な行為」）。刑法体系という犯罪認定の方法を把握する。 第5回 構成要件とは ：個別犯罪の成立要件を、行為、結果、因果関係などにもふれ、法益侵害の類型化としての犯罪を考える。これを、通説である客観的構成要件要素とし、故意・過失等を主観的構成要件要素とする体系的構成についてもふれる。 第6回 刑法判例（裁判事例）の紹介と検討 新聞報道された最近の関連刑事事件も取り入れ、理解を深める。 第7回 違法とは。違法阻却パート1 ：違法の形式的・実質的内容についてふれ、その阻却事由について考える。可罰的違法性、法令行為・正当業務行為、被害者の同意など。 第8回 違法性阻却事由のパート2 ：法規上の違法性阻却事由である正当防衛と緊急避難について、その内容、相違をについて事例をもとに考える。 第9回 責任（要素）とは ：責任主義についてふれたのち、責任の要素である責任能力や故意・過失について考える。 第10回 責任阻却 ：責任要素の一つである責任能力を取り上げ、その判断方法、精神の障害と心神喪失（責任無能力）と心神耗弱（限定責任能力）との関係を見るときに、無罪・有罪と処遇について考える。その際、心神喪失者等医療観察法、精神保健福祉法による扱いにも触れる。 第11回 錯誤 故意の裏返しといわれる錯誤につき、とくに「事実の錯誤」の意味とその法的効果について難しさはあるが挑戦して考える。故意についての理解を深めるために、判例・通説の法定的符合説の観点で理解する。 第12回 犯罪の基本類型と修正形式（予備、未遂、不能犯） ：「実行の着手」について、行為、保護法益と関係で考える。その際、不能犯との違い、中止（未遂）犯と（障害）未遂との区分について考える。 第13回 共犯とは、犯罪の個数とは ：複数人での犯罪について、その法的扱いについてふれる。そのさい、集団犯罪や間接正犯との区別をしたうえで、共同正犯、教唆、ほう助など共犯の成立について、その処罰根拠を踏まえ考える。また、複数の犯罪の成立を構成要件該当性から把握し、罪数、包括一罪、観念的競合、併合罪という法的な扱いを考える。 第14回 個別犯罪・犯罪の類型・個人法益 ：刑法の各論とされる具体的な犯罪類型を3類型に区分し、具体的な個人犯罪、公共犯罪、国家犯罪を比較し、その諸特徴につき、構成要件にふれ考える。とくに個人的法益に関する犯罪のなかの人身犯罪、財産犯罪に限定してふれ、これまでの学習をもとに事例を検討する。 第15回 過去の設問事例の検討、論述方法 ：刑法事例問題と論述問題についての法的処理（解答方法）につき考える。授業で十分に触れえなかった問題について補足説明を行う。 【テキスト】 1 伊藤 真『伊藤真の刑法入門』（日本評論社） 刑事法（刑法総論・各論、刑事手続、犯罪者処遇、少年法等）を網羅。 2 なお、「刑法典」（『六法』に掲載。または刑法条文のコピー）を常備すること。 【参考文献】 参考文献として、①浅田・内田他『現代刑法入門』（最新版）有斐閣 か、②大谷實『刑事法入門』（最新版）有斐閣。 ＊その他 必要な資料（レジュメ）等は、適宜、講義日の前回（週）に配布			
	12. 別途負担費用			
	13. その他特記事項			
	・授業内容については、Eメールによる質問等にも答える。 ・オフィス・アワー（面談質疑時間）は、講義の前後1時間（3階 講師控室）。			
	14. サテライト科目の 社会人受講について	科目等履修生（単位付与）として受け入れ	可	否
		聴講生（単位認定不要）として受け入れ	可	否